

災害補償



1
2025

トピック | 令和5年度地方公務員健康状況等の現況に関する調査結果について

特 集 | 令和6年度ブロック事務長会議 概要

実務講座 | 福祉事業Ⅲ 特別支給金、特別援護金、特別給付金

実務講座 | 介護補償及び在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業

実務講座 | 求償・免責の実務Ⅱ

大阪市



〈表紙の写真〉 中之島の地に建つ大阪市中央公会堂

1918年(大正7年)に竣工し、以来、国際的な一流アーティストによるオペラやコンサート等が数多く開催されるなど、大阪の文化、芸術の発展に深く関わってきました。

中之島の景観に欠かせない美しい外観と内部意匠が歴史的建築物として極めて重要であるとの高い評価を受け、2002年(平成14年)12月、公会堂建築物として西日本で初めて、国の重要文化財に指定されました。

毎年12月後半には、大阪市役所周辺から中之島公園にかけて、「OSAKA 光のルネサンス」が開催されます。大阪市中央公会堂も、壁面にプロジェクションマッピングが上映されるなど、美しく彩られます。

(写真提供：大阪市)



「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けて

地方公務員災害補償基金茨城県支部長(茨城県知事)

大井川 和彦

新年あけましておめでとうございます。

皆様には新春を健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、昨年は、約30年ぶりに株価が史上最高値を更新し、高水準の賃上げが実現するなど、我が国経済がデフレ脱却への転換点を迎えた一方、「2024年問題」など、様々な場面で人手不足の影響が顕在化しました。

急激な人口減少をはじめ、物価高騰、頻発化・激甚化する自然災害など、私たちを取り巻く社会情勢は急激に変化しており、乗り越えなければならない課題も山積しています。

私は就任以来、この激動の時代の到来を見据え、その荒波を乗り越えるため、「挑戦」「スピード感」「選択と集中」の3つの基本姿勢のもと、先手先手で、困難な課題にも躊躇することなく果敢に挑戦してまいりました。

その結果、昨年公表された2021年度の県民経済計算の推計結果において、本県の経済成長率は国を大幅に上回り、1人当たりの県民所得は過去最高の全国第3位となりました。

また、県外企業立地件数は7年連続で全国第1位となったほか、総務省の人口動態調査では、過去5年間にわたり外国人を含めた人口の「社会増加数」、「増加率」とともに全国上位で推移するなど、本県が人口減少に打ち勝つための重要な成果が次々と表れてきております。

本年は、加速度的に進む人口減少による危機を乗り越えていくため、人口の「社会増」に焦点を当て、国内外から「茨城に住みたい、住み続けたい」人が大いに増える「選ばれる茨城」づくりに、全力で取り組んでまいります。

まず、豊かで経済力のある社会の構築に向け、本県の生産性を更に向上させるため、適切な価格転嫁と賃上げの両立により経済が好循環する環境づくりを進めていくとともに、利益率の高い職場を創出するための戦略的な企業誘致や、差別化と高付加価値化による儲かる農林水産業の実現、海外の力を本県に取り込むための企業の海外展開支援、インバウンド誘客などを加速させてまいります。

また、安心安全につながる生活基盤の充実に向け、医療や福祉、防災・減災対策に力を入れますとともに、多様な人材が活躍する社会の実現を目指し、魅力ある教育への改革を進めるほか、深刻な労働力不足を踏まえ、優秀な外国人材の確保・育成や生活・教育環境の整備に力を入れてまいります。

こうした取組を進めていくためには、職員一人一人が安心して活躍できる職場環境づくりが不可欠であり、災害補償制度は、その基盤となる重要な制度であると考えております。

茨城県支部では、80団体、約6万4千人の職員を対象にして、年間約400件の公務災害及び通勤災害の認定を行っております。

当支部の職種別災害発生率をみると、警察官が突出して高くなっています。中でも認定件数の半数を占めているのが「訓練中の負傷」となっています。今年度は、警察官を対象とした「訓練中の受傷事故防止講習会」を開催するなど、公務災害の未然防止のための取組に力を入れています。

また、公務上外の判断が難しい精神疾患や心・血管疾患、脳血管疾患などの困難事案も増加していることなどから、迅速かつ公正な補償を実施するためにも、基金本部との連携はもとより、各支部の皆様とのより一層の情報共有や連携が重要であると認識しております。

今後も、支部職員一同、適切な災害補償制度の運用に努めてまいりますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

皆様にとりまして、本年が実り多き素晴らしい一年となりますことを、心よりお祈り申し上げます。

Topic

令和5年度地方公務員健康状況等の現況に関する調査結果について

一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会 企画課

1 はじめに

近年、人口減少、少子高齢化の進展に伴う住民ニーズの変化への対応等により、地方公務員を取り巻く環境は、複雑かつ多様化しており、多発する災害等への対応も相まって地方公共団体が地域社会や住民に対してなすべき責務や職員に求められる役割、責任等がますます高まっています。

また、長時間勤務の縮減等によるワーク・ライフ・バランスの実現やテレワークの推進等、多様で柔軟な働き方改革が進められるなかで、安全衛生管理体制の一層の充実も求められています。

こうした中で地方公共団体においては、職員の健康管理をきめ細かく行うため、健康診断や健康指導等の充実に努められています。

当協会においては、地方公共団体における健康診断の実施状況や地方公務員の健康状況等について全国的規模で毎年調査を実施し、その結果をとりまとめ、全国の地方公共団体に配布し、各団体における職員の健康管理施策を充実するうえでの基礎資料として役立てていただいています。

本稿においては、令和6年度実施の本調査結果(令和5年度の状況)^{*}のうち、「長期病休者の状況に関する調査」及び「在職職員の死亡状況に関する調査」について紹介いたします。

なお、調査の対象団体は、都道府県・指定都市・中核市・県庁所在市及び人口30万人以上の市・特別区の全団体と人口規模別にその他の市町村を選定した合計351団体となっています。調査の対象となる職員は主に首長部局の一般職の職員であり、警察職員、消防職員及び教員は調査対象外となっています。

※(本調査では、所定の把握方法によることができない場合は、地方公共団体で既に集計した結果に基づく数値等により回答を得ることとしています。したがって、長期病休者及び在職死亡者の把握の方法等については、団体により異なる部分が少くないことをあらかじめご承知おき願います。)

※調査の詳細につきましては、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会のホームページをご参照ください。

2 長期病休者の状況に関する調査結果

本調査は、令和5年度(暦年で回答があった団体は、令和5年1月から令和5年12月。次項「3」についても同じ。)中における長期病休者の状況を調査いたしました。

本調査における「長期病休者」とは、公務災害又は通勤災害によるものと認定された者も含め、疾病等により、年次有給休暇、病気休暇及び休職等休業の種類を問わず、休業30日以上又は1か月以上の療養者としています。ただし、前記の方法で把握できない場合は、各団体の取り扱いによるものとしています。

(1) 職員10万人当たりの長期病休者数(10万人率)

長期病休者数及び職員10万人当たりの長期病休者数(10万人率)の推移を表したものが図1です。長期病休者数は平成24年度から平成26年度まではほぼ横ばいの傾向を示していましたが、平成26年度以降は増加傾向となり、令和5年度は26,608人となり、調査開始以来の最高数字を更新しています。職員10万人当たりの長期病休者数(10万人率)については平成18年度から平成28年度までは2,400人前後で推移していましたが、平成29年度以降増加が続いており令和5年度には3,423.8人と、令和4年度と比較して169.2人(5.20%)増加しました。

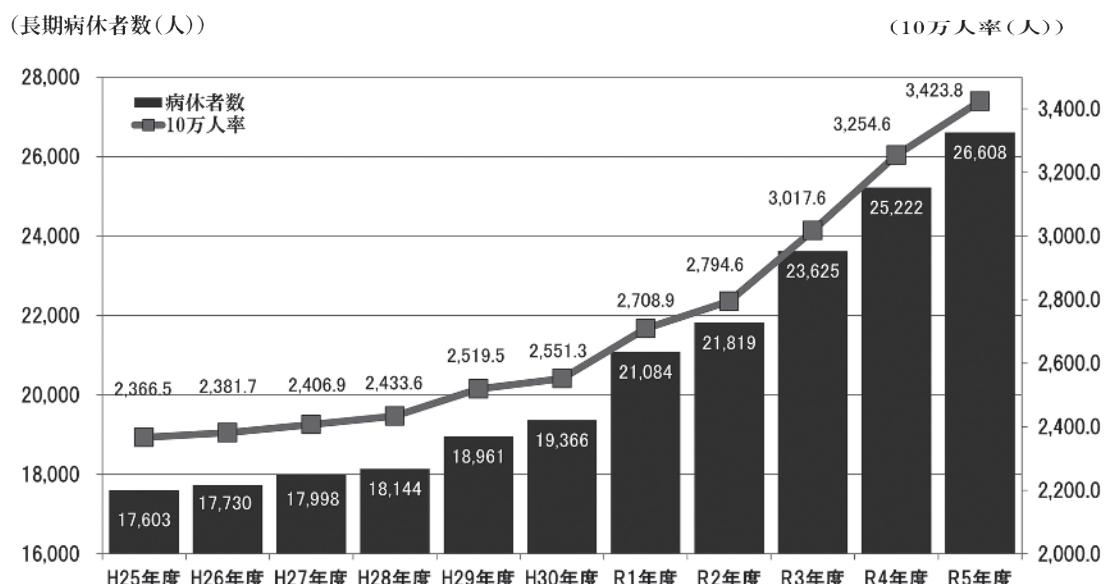


図1　長期病休者数(10万人率)の推移

長期病休者数(10万人率)の主な疾病分類別の推移を表したもののが図2です。「精神及び行動の障害」については、令和5年度は、2,286.4人と令和4年度の2,142.5人から143.9人(6.72%)増加し、10年前の平成25年度の約1.9倍、15年前の平成20年度の約2.0倍となっています。

「新生物」、「循環器系の疾患」及び「消化器系の疾患」については、各年度の増減はありますが、近年はほぼ横ばいの傾向にあります。

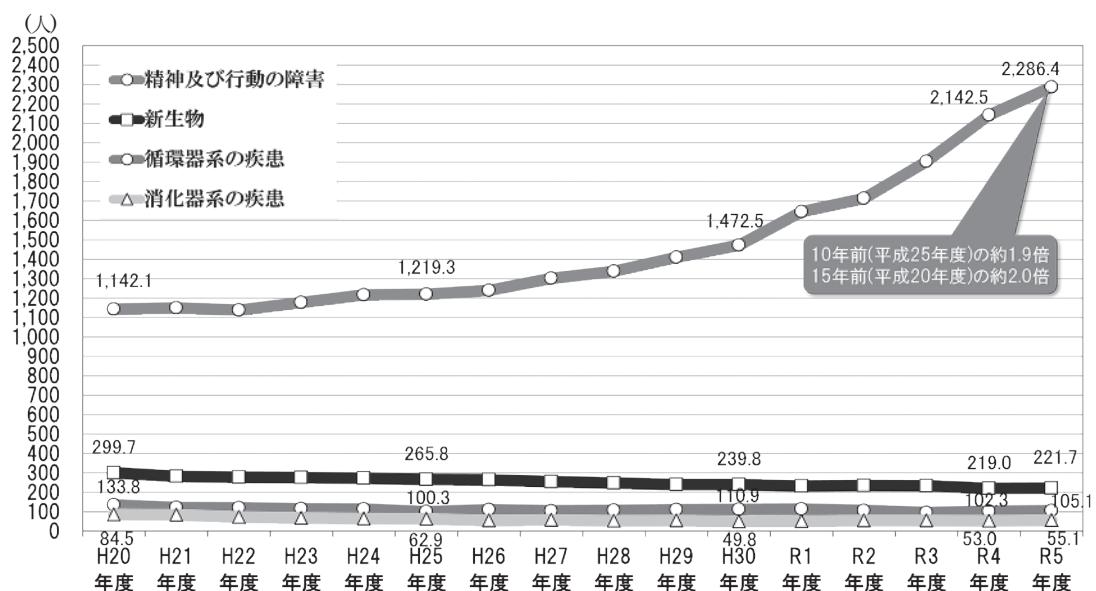


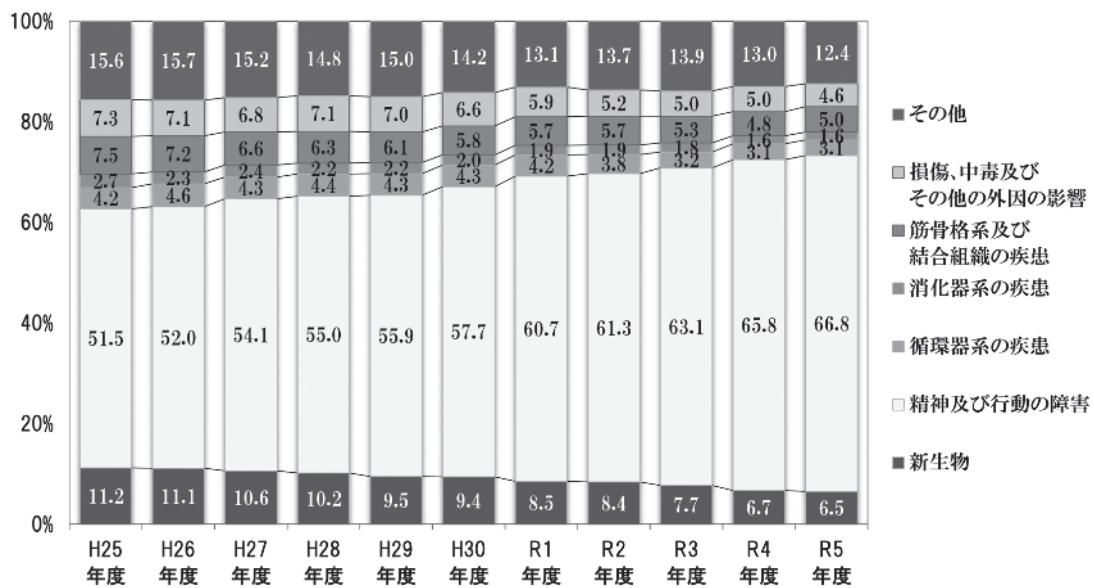
図2 主な疾病分類別長期病休者数(10万人率)の推移

(2) 長期病休者の疾病分類別構成比

長期病休者の疾病分類別構成比の推移を表したものが図3です。「精神及び行動の障害」の割合が66.8%と最も高くなっています。次いで「新生物(がん等)」が6.5%、「筋骨格系及び結合組織の疾患」が5.0%、「損傷、中毒及びその他の外因の影響」が4.6%の順となっています。

「精神及び行動の障害」が長期病休者に占める割合は、年々増加しており、令和元年度には60%を超え、今回の調査結果では、66%を超えることとなりました。

令和5年度地方公務員健康状況等の現況に関する調査結果について



※四捨五入のため合計が合わない場合があります。

図3 長期病休者の疾病分類別構成比の推移

(3) 精神及び行動の障害による長期病休者数(10万人率)

職員10万人当たりの精神及び行動の障害による長期病休者数の男女別・年齢区分別の状況が図4です。

全体では、2,286.4人、男女別では男性職員が2,094.1人、女性職員が2,560.1人です。

年齢区分別では男女共に「20歳～29歳」が最も多く、「30歳～39歳」、「40歳～49歳」の順になっています。

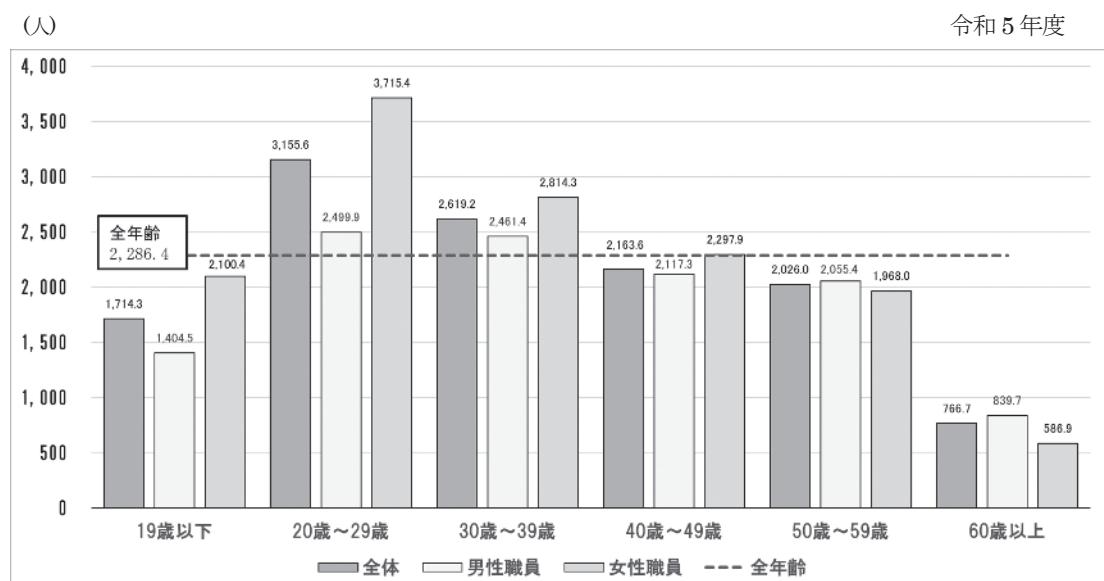


図4 男女別・年齢区分別 精神及び行動の障害による長期病休者数(10万人率)

3 在職職員の死亡状況に関する調査結果

本調査は、令和5年度中における在職職員の死亡状況を調査いたしました。

なお、死亡事例には公務災害又は通勤災害と認定されたものも含まれています。

(1) 職員10万人当たりの死亡者数(10万人率)

職員10万人当たりの死亡者数(10万人率)の推移を表したものが図5です。令和5年度の職員10万人当たりの死亡者数は、71.1人(病死56.1人、災害死15.1人)と令和4年度と比較して6.1人(7.90%)減少しました。

また、男女別では男性が93.0人(病死71.5人、災害死21.5人)、女性が40.0人(病死34.1人、災害死5.9人)となっています。

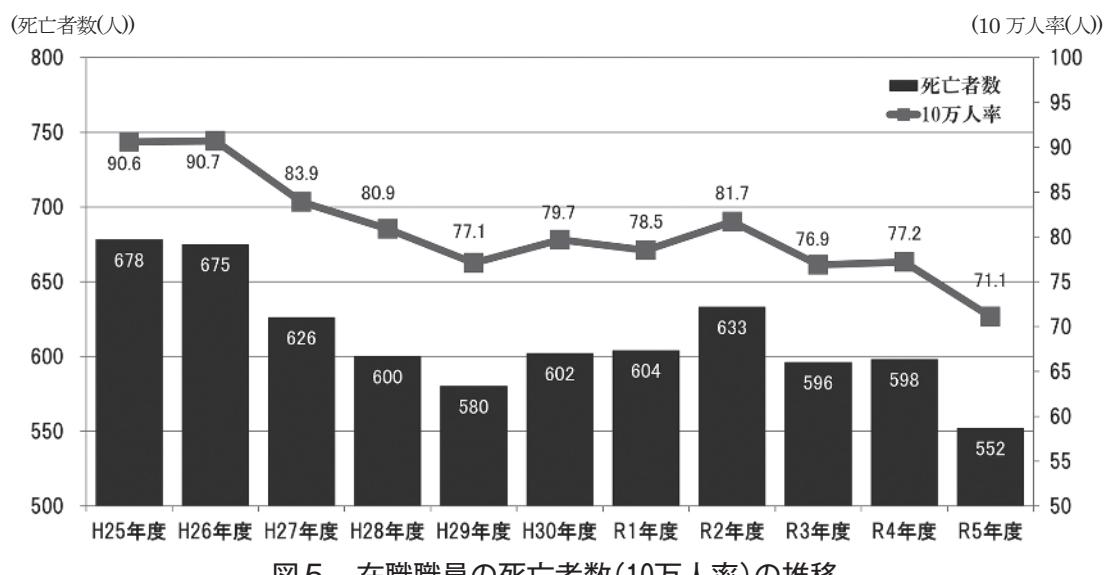


図5 在職職員の死亡者数(10万人率)の推移

(2) 死因(病類)別の構成比

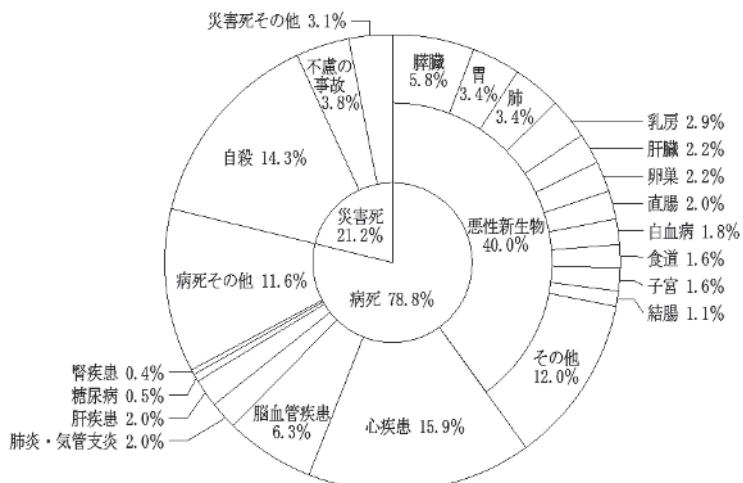
死因(病類)別の構成比を表したものが図6です。死因(病類)別では、「病死」が78.8%、「災害死」が21.2%となっています。

「病死」では、「悪性新生物」の割合が40.0%と最も高く、次いで「心疾患」が15.9%、「脳血管疾患」が6.3%などとなっています。

「悪性新生物」の部位別の内訳では、「肺」が5.8%、「胃」と「肝」が共に3.4%の順となっています。

「災害死」では、「自殺」が14.3%、「不慮の事故」が3.8%となっています。

令和5年度地方公務員健康状況等の現況に関する調査結果について



※四捨五入のため合計が合わない場合があります。

図6 死因(病類)別構成比

4 おわりに

初めに述べたとおり、本調査は回答対象となった職員の範囲等が団体により異なるため、回答内容は厳密には統一されたものとはなっていませんが、全国的な地方公務員の健康状況等を把握する上では有益なものであると考えています。

近年の調査結果を見ると、職員10万人当たりの長期病休者数は、平成18年度より2,400人前後で推移していましたが、平成29年に2,500人台に達し、今回の調査では3,400人台と増加が続いています。その中でも「精神及び行動の障害」による長期病休者が年々増加しているとともに、長期病休者に占める割合も令和元年度には6割を超え、今回の調査結果でも66.8%となっており、その割合は増加しています。このように「精神及び行動の障害」による長期病休者が増え続けていることからも、地方公共団体における職員の健康管理においては、メンタルヘルス対策が重要な課題であると考えられます。

当協会では、本調査の結果も踏まえ、管理監督者及び衛生管理者、人事・厚生担当者向けの各種のメンタルヘルス対策研修会を開催するほか、セルフケア、ラインケア等を取り扱った小冊子の作成やメンタルヘルス対策担当者向けの相談窓口の設置を行う等、対策に活用していただけるような事業展開に努めています。

これからも地方公共団体のメンタルヘルス対策を支援するための事業を実施してまいりますので、職場のメンタルヘルス対策のより一層の推進のため、今回の調査結果と併せて、当協会の事業を積極的に活用していただければ幸いです。

最後に、調査にご協力いただいた各地方公共団体の健康管理担当者及び取りまとめを行っていただいた各都道府県の担当者の方々に深く感謝を申し上げます。

令和6年度 ブロック事務長会議 概要

令和6年度のブロック事務長会議は、全7ブロックで開催され、書面開催以外のブロックでは、幹事支部及び本部役員の挨拶の後、本部からの連絡事項の伝達、支部からの提案議題の討議、質疑応答、意見交換等が行われました。

以下、全体を通じての概略をお伝えします。

1 山越理事長挨拶

理事長の山越でございます。

本日の会議の開催に当たり一言ご挨拶申し上げます。

はじめに、支部の皆様方には、日頃より当基金の業務運営について格別のご尽力を頂いておりますことに対し、深く敬意を表します。

また、幹事支部の皆様には、本日の会議準備にご尽力いただきありがとうございます。

地方公共団体を取り巻く環境は大きく変化し、人口減少・少子高齢化への対応のみならず、頻発・激甚化する災害対応、新型コロナ対応など地方公務員の皆さんのがたすべき役割はますます重要になっています。当基金の大きな役割は、地方公務員のみなさんが安心して勤務できるセーフティネットとして、職員が公務災害・通勤災害にあってしまった場合に、地方公共団体に代わって、その災害に対する補償を迅速かつ公正に行うことにあります。

当基金の設立した背景や経緯等から、組織体制として、都道府県、指定都市に支部をおき、多くの業務を各支部に中心的に実施してもらう形で運営されていることから、とくに精神疾患などをはじめ増加する困難事案への対処については、本部・支部間で情報共有はもちろんのこと、業務の公正、的確かつ円滑な実施のため連携を密にしながら対応していくことが肝要と考えていますので、ご理解、ご協力をお願いします。

この9月に実施した基金の業務システムの更改においても、本部・支部を通じた業務運営の効率化、コミュニケーションの円滑化に資する見直しを行いましたが、

令和6年度ブロック事務長会議 概要

次回のシステム改修に向けて、引き続き、請求者の利便性の向上や業務運営の効率化を図るためのBPRを含めたDXの推進に着手してまいりたいと思っていますので、支部の職員の皆様のご意見もいずれ頂戴できればと思います。

公務災害の発生は、その職員本人や家族にとって大きな損害となるのみならず、職場にあっても人的資源の大きな損失あります。そのためにも、公務災害を未然に防止することがますます重要であり、各団体における公務災害の防止に関する活動を推進・支援することは、地方共同法人である当基金のもう一つの大切な役割であると考えております。

特に近年ではメンタル不調をきたす職員が増えていることから、地方公務員の「心の健康問題」に対応するため、メンタルヘルス対策に重点的に取り組んでおります。

メンタルヘルス対策に関する事業の一つとして、令和3年度から総務省、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会と連携し、研究会を立ち上げて調査研究を行い、各団体がメンタルヘルス対策に取り組むポイントなどを整理したところです。その後、引き続き、具体的な地方公共団体の取り組みを支援しながら、特に「若年層職員及び管理職員に関するメンタルヘルス対策」についてその在り方を検討することとしています。

また、地方公共団体でメンタルヘルス対策を含む安全衛生の推進の要となる専門的知見を有する産業医の確保や連携の必要性が課題になっていることから、当該課題への対策についても検討を行うこととしています。

ブロック会議は、本部から支部にお伝えすべきことをお伝えする機会であると同時に、同じ業務に携わり、同じような悩みや課題を抱える支部職員の皆様方が、直接、お互いの課題や知見を交換し合いながら、本部・支部の職員間でのコミュニケーションを円滑化し相談しあえるネットワークを構築し、今後の業務に生かしていただく機会にするために開催してきたものです。そのような本来の会議の目的に資するよう、我々としても今後の会議の持ち方を検討したいと思っています。

本日の会議が、ブロックの支部の皆様との連携を一層強めるとともに、今後の業務の遂行を図る上で有益な情報を得られる機会となることを祈念し、私からの挨拶といたします。

2 本部伝達事項(資料編①参照)

本部担当課長等から、日頃の業務において特に留意いただきたい点として以下の項目について説明しました。

- ① 保有個人情報の適切な取扱いについて
- ② 平均給与額の適正な算定について
- ③ 業務端末を基金外に持ち出す際の留意点について
- ④ 第三者加害事案に係る事案管理表について
- ⑤ 公務災害防止事業の積極的な実施について
- ⑥ ブロック会議の活性化について

このうち「⑤ 公務災害防止事業の積極的な実施について」は、実際に研修を実施している支部から、以下のとおり実施方法や内容等を説明していただきました（ブロック会議開催期間の途中で追加した項目のため、会議の中での説明は中部ブロック及び中国・四国ブロックのみ）。

＜支部のメンタルヘルス研修事例紹介＞

○福井県支部

- ・毎年6～7月に県の健康管理部門と共同開催実施。
- ・前年度末より一斉メールで開催通知を送信。
- ・ミドルリーダー研修、3年目研修、管理職向け等の研修を実施。
- ・参加率が低いことが課題。

○静岡県支部

- ・毎年、精神疾患の予防のための講演会を実施。消防・警察等を含めた全所属を対象。
- ・講師は静岡産業保健総合支援センターから産業医を紹介していただいているが、毎年、講師選定に苦慮。（同センターからは独自に登録している産業医の中から講師を招き、中小企業向けのセミナーを実施）
- ・研修はグループワークを中心に対面とリモートで実施。オンラインでの参加者についてもオンライン上でグループワークを実施。
- ・参加希望時に質問を自由記載してもらい、講演時に回答している。
- ・アンケート結果としては、具体的かつ実践的という評価があるほか、グループワークが参考になったという回答を得ている。
→オンラインの導入により参加率が上がるかとの質問あり。静岡県支部から、数が増えているという感触は無いものの、オンライン参加ができる助かった

という反応があった旨を紹介。

○岡山県支部

- ・健康管理部門と共に催形式。
- ・研修講師は、支部職員又は外部講師。
- ・各任命権者のニーズを踏まえて共催の形式としている。
- ・警察、消防、教育委員会側からの要望を照会しつつ、公務災害防止事業として実施できるものを調整。
- ・課題として、各部署で予算を取って実施しているものとの調整をどのように行うか、という点があげられる。

○広島県支部

- ・コロナ禍前は地方公務員安全衛生推進協会からの講師派遣などを受けての対面形式の研修であったが、コロナ禍以降はオンデマンド配信の研修。
- ・令和5年度には補償統計を踏まえた冊子の購入・配布など、令和6年度には中央労働災害防止協会のオンデマンドなども実施。
- ・警察、消防等と共に催形式の研修。
- ・認定件数等は数年横ばいであるため、効果については不明。
- ・課題として、内容が総花的になりがちであること。
- ・任命権者が実施する事業への補助を要望。

また、「⑥ ブロック会議の活性化について」は、今後各ブロックがそれぞれのニーズにあったよりよい形式や内容の会議とするため事前に支部からいただいた意見等を以下のとおりとりまとめて共有しました。

《開催形式について》

- ・オンライン開催については、「参加者の日程調整がしやすく、参加人数を多くすることができる」、「移動費用・会場費用がかからない」などのメリットがある一方、「討議についてより深い議論となりにくい」、「自由な発言がしにくい」などのデメリットが挙げられた。また、「オンラインであれば、ブロック単位にこだわらず共通の課題を抱えた支部同士での意見交換も可能ではないか」との意見もあった。
- ・対面開催では、「議題についてより詳細な討論や追加質問ができる」、「議題以外

の通常業務上の困りごとの相談、情報交換等もしやすい」といったメリットがある一方、「開催支部の事務負担の増加」、「参加支部の人数や時間の制約がある」などのデメリットが挙げられた。

- ・「事務長会議と各ブロックの任意で実施している担当者会議を一本化し、議題に応じて各支部で出席者を決定するほうが参加しやすくなる」との意見があった。

《会議内容について》

- ・「これまでどおり、困難事案に対する対処方法に関する意見交換を行うべき」との意見が大半だった。
- ・「本部職員にも議論に参加してほしい」との意見があった。
- ・大都市ブロックでは本年度、会議参加支部をグループ分けし、その場で提示された議題についてグループごとに討議、発表の上で意見交換等を行ったが、参加支部からは「支部間の交流が深まった」、「議題以外の情報交換もしやすかった」などの声があった。

《本部からの提案》

- ・オンライン開催でも議論しやすい雰囲気を作るためには、ファシリテーターを設けたり、会議の前に雑談タイムを設けたりといった工夫のしかたもある。
- ・役職にこだわらない会議とし、グループ討議も採り入れてもらえば、本部職員も議論に加わりやすい。

3 支部提案議題

各支部から提案された様々な議題の中から当日議論する議題を各ブロックの任意で選定し、各支部の取組や考え方について発言いただき、本部からコメントしました。各ブロックの討議議題は次のとおりです。なお、全議題及び支部の取組等については、基金共通フォルダに掲載しています。

(1) 各ブロックにおける検討議題

- ①北海道・東北ブロック（9月12日オンライン開催）
事務長会議議題はなし

②関東ブロック(書面開催)

- ・マイナンバー登録事務の実施について(茨城県支部)
- ・受傷部位の疼痛に係る障害等級の検討について(栃木県支部)等 全9題

③中部ブロック(10月23日オンライン開催)

- ・法律的・実務的な専門知識の断続的な習得と継承について(岐阜県支部)

④近畿ブロック(オンライン開催→台風接近により書面開催に変更)

- ・賠償先行事案に係る休業期間の認定について(京都市支部)

⑤中国・四国ブロック(11月7日オンライン開催)

- ・第三者加害事案に係る加害者の責任能力の判断について(山口県支部)
- ・腰部に関わる事案における主治医への医学的意見照会について(徳島県支部)

⑥九州ブロック(8月23日対面開催(於:長崎県))

- ・傷病年金支給等の決定に係る事務上の手続きについて(熊本県支部)
- ・休業補償の支給について(大分県支部)
- ・公立の教員の勤務時間外における被災について(沖縄県支部)

⑦大都市ブロック(10月4日対面開催(於:神戸市))

- ・転倒事案における公務上外の判断について(京都市支部)
- ・公務(通勤)災害の認定に係る公務(通勤)に内在する危険の有無の判断について(岡山市支部)

(2) 各支部の取組や本部見解等

支部提案議題の一部について、各支部の取組や本部見解の要旨等を紹介します。

【中部ブロック】

議題：法律的・実務的な専門知識の断続的な習得と継承について

●各支部の取組

資料編②参照

●本部見解要旨

基金業務の初任者を対象とした事務研修を5月に研修映像をダウンロードして視聴いただく方式で実施し、専門研修を①審査会書記事務、②公務災害認定事務、③求償・免責事務について、10月下旬から11月にかけて実施しているので、このような機会をぜひ積極的にご活用いただくとともに、本部としてもこういった場を通じてニーズを把握させていただき、今後とも研修内容の充実を図っていきたい。

また、支部にて円滑に事務処理を行っていただくために、第三者加害事案の求償事務、審査会の調査事務や一般事務補助のための非常勤職員の任用に係る費用について、支部経費で手当し、必要な経費について予算計上しており、職員体制でお困りの支部は、本部各担当課までご相談いただきたい。

基金の業務を公正かつ迅速に行うには人員や体制の維持・強化は重要であり、県側にもさらなる協力をお願いしたい。

【九州ブロック】

議題：傷病年金支給等の決定に係る事務上の手続きについて

●各支部の取組

資料編③参照

●本部見解要旨

職権で支給決定を行う「傷病補償年金」と申請に基づき支給決定を行う「傷病特別支給金」及び「傷病特別給付金」は、便宜上一つの様式となっているが、一括して決定しなければならないものではなく、決定する補償又は福祉事業を選択して、それぞれ支給決定を行うものと考えている。

支給決定のフローとしては、

- (1) 基金による「傷病補償年金」の決定(様式第30号)
 - (2) 請求人による「傷病特別支給金」「傷病特別給付金」の申請(様式第49号)
 - (3) 基金による「傷病特別支給金」「傷病特別給付金」の決定(様式第30号)
- となる。

また、被災職員に対しては、補償である「傷病補償年金」の決定に際しては支部審査会等への審査請求ができる旨教示し、福祉事業である「傷病特別支給金」「傷病特別給付金」の決定に際しては支部長に対する不服の申出ができる旨教示する。

事案が生じた場合には誤りなく対応いただくようお願いしたい。

また、現行システム^(*)では「傷病補償年金」のみ決定した場合でも、決定通知書には福祉事業に係る記載も表示される。不要な記載については担当者において手修正する等対応をお願いしたい(次期システム^(*)でも手修正が必要。)。

(※)令和6年9月のシステム更改後は、「現行システム」「次期システム」との表記は、それぞれ「旧システム」「新システム」に読み替えて下さい。(資料編についても同様)

【大都市ブロック】

議題：転倒事案における公務上外の判断について

●各支部の取組

資料編④参照

●グループ討議の議題及び発表要旨

(1) 事前に各支部から提出された回答では、1cmの段差で転倒した場合に公務上と認める支部と認めない支部があるが、その根拠は。

(発表内容)

- ・今回の事案は、現実に調査して引っかかるものではなく、段差につまずいたのであれば、段差の高さに関わらず公務上にするという意見が多かった。真っ平な路面は公務外と認定する支部もあるが、この場合も現地を確認して判断している。

- ・平成17年度の専門研修会資料(補償課関係・事例1(2))の解説を根拠として「1cmは公務外」としている支部もあるが、もっと調査して複合的に判断する支部もある。

- ・段差の高さが1cmだから公務外とするとは言い難い。個別性が高い事案が多いので1件ずつ判断すべき。

- ・段差の高さではなく、審査請求を見越して理由書がしっかり描けるかという点が重要ではないか。

(2) 日常生活で見受けられる段差は環境危険要因としてみなされないものと考えられ、危険要因となるのは、1cm、2cmのように数字で表せるのか、「つまりが引っかかる程度」と具体的な数字以外で表せるのか。

(発表内容)

- ・何センチという基準を決めるのは難しいという意見になった。現状は実地調査

で決める。

- ・段差の高さや被災者の年齢で判断するのは難しく、段差があって引っかかったのなら、公務上の災害と認めざるを得ないのではないか。公務外にするのであれば、明らかに公務起因性を否定するものでないといけないのでないのではないか。
- ・1cmより高い段差は公務上と考える。公務外にする場合でも、審査会のことも考えて判断。
- ・グレーであれば判断する余地があると思う。○○という理由だから公務外、と確証をたてないといけないのでないのではないか。
- ・一律的に数字で基準を設けることは難しい。つま先がひっかかる程度も人による。事案としては判断が難しいという意見だった。

●本部見解要旨

まず、転倒事案固有の論点というより、「公務起因性」や「通勤起因性」とは何かという基本に立ち返る必要がある。事務手引(公務災害・通勤災害・障害等級等の認定・決定理論と実務提要)にもあるように、経験則に照らし、その災害が当該公務に伴う危険が現実化したものであれば公務起因性があり、公務起因性に対する反証事由がない場合には公務起因性を認めることになる。

転倒事案を判断する場合も、平成26年度の大都市ブロック事務担当者会議の議題「転倒事案における公務上外の判断」に対する本部見解でもお示ししたとおり、例えば何cm以上の段差であれば転倒などの危険が存在すると定めることは不可能かつ不合理であり、災害の発生状況によって、個々の事案に即して総合的に判断することになる。

過去の内部研修会の資料において、1cmの段差は日常よく見受けられる程度の段差である旨の記述があるとのことだが、この事例は、請求者に頸椎固定術で首の可動域制限があるため足元が見えにくいという明らかな素因があり、相対的にそれ以上の有力な原因がないケースとして採り上げたものであり、認定における基本に立ち返れば、これを一般論としてとらえるべきものではない。

いずれにせよ、支部により判断が異なっている状況なので、本部としてもこうした考え方を改めて各支部と共有してまいりたい。

«資料編①»

令和6年度ブロック会議本部伝達事項①

総務課

(1) 事項名

保有個人情報の適正な取扱いについて

(2) 概 要

先般開催した事務長会議において、保有個人情報の適正な取扱いの徹底について依頼した（別紙参考）ところだが、その後、個人情報の取扱いについて、ある支部において、不適切な事案が発生したところ。

改めて、各支部においては、「地方公務員災害補償基金の保有する個人情報の保護に関する規程（平成17年3月29日地基規程第5号）」に基づき、個人情報の適正な取扱いを徹底していただくようお願いする。

① 電子メールにて個人情報が含まれたファイルを誤送信した事例

C 支部職員が管轄の団体（教育委員会・県警・市町村・組合団体等）の公務災害担当者あてに資料をメール送信した際、被災した職員の個人情報が含まれた過去のファイルを誤送信した事例

→電子メール送信時における複数人での確認をはじめ、様式等の原本資料と使用済ファイルの区別を徹底する等の適正な取扱いをお願いしたい。

② 個人情報が含まれた郵便物を紛失した事例

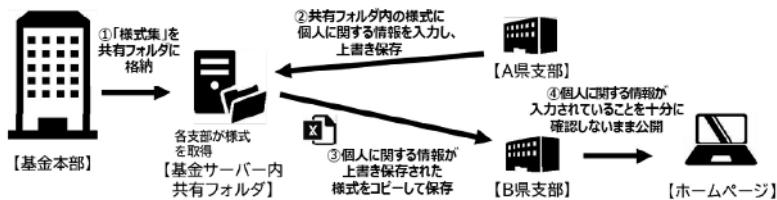
D 支部が認定検討に必要な診療録の提供を病院に依頼したところ、病院から開示請求するよう求められ、所定の様式と返信用封筒が送付された。所定の様式に必要な個人情報を記載し、返信用封筒を用いて郵便ポストに投函したが、当該郵便物は病院には届かず紛失した事例

→個人情報の入った文書等については、配達の記録が確認できる方法（特定記録郵便、レターパック等）により送付するなどの適正な取扱いをお願いしたい。

(参考) 4/25 事務長会議資料抜粋

(3) 保有個人情報の適正な取扱いについて

1 最近発生した不適切な事案



【事案概要】

- ① 基金においては、本部・支部がアクセスできる共有フォルダに「様式集」を格納し、各支部が必要な様式をコピーし利用する運用を行っている。
- ②しかし、A県支部において、共有フォルダ内の様式をコピーせず、様式に直接、被災職員の氏名・生年月日等(※1)の情報を入力し、更に誤って上書き保存を実施した。A県支部は誤って保存されていることに気づかず、その状態がしばらく続き、のちに、他県支部からの指摘を受け、A県支部が修正を行った。(※2)
- ③一方、B県支部は、②の誤って様式が保存されていた期間中に、共有フォルダから様式をコピーして保存した。
- ④B県支部は、共有フォルダから取得した様式の内容を十分に確認しなかったため、個人に関する情報が入力されたまま、県ホームページ上の支部サイトに掲載してしまった。
- ⑤ホームページを開覧した外部の者から、様式に個人に関する情報が含まれている旨の連絡があり、直ちに当該情報の削除を行った。

(※1) 亡くなった被災職員の情報であった。(死者に関する情報は個人情報保護法上の「個人情報」には該当しない)

(※2) 他支部からA県支部に指摘があり、その指摘を受けA県支部が共有フォルダから情報を削除したが一連の経過について基金本部への報告が未済。

2 再発防止策

(1) 保有個人情報の適正な取扱いの徹底

- 基金における保有個人情報の取扱いは、「地方公務員災害補償基金の保有する個人情報の保護に関する規程」(以下「個人情報保護規程」という。)に基づき行うこととなっていますので、改めて保有個人情報の適正な取扱いを徹底してください。

特に、今回の事案を受け、以下の点に十分にご留意ください。

- ① ホームページ等に基金に関する情報を掲載する場合には、掲載物に保有個人情報が含まれていないこと等を十分確認すること。

- ② 万一、保有個人情報漏えい事案の発生を確認した時(漏えいのおそれがある場合も含む。)には、個人情報保護規程第14条に基づき、速やかな報告を行うこと(基金外への漏えいに限らず、基金内の共有フォルダに保有個人情報を掲載したことを認識したような場合についても同様)。

- 今回は死者の情報に関する事案であり、法令上、「個人情報」には該当しませんが、基金が行う事業及び情報の性質を考慮し、死者に関する情報についても、生存者の情報と同様に適切に管理していただくようお願いします。

(2) 様式集の掲載方法の変更

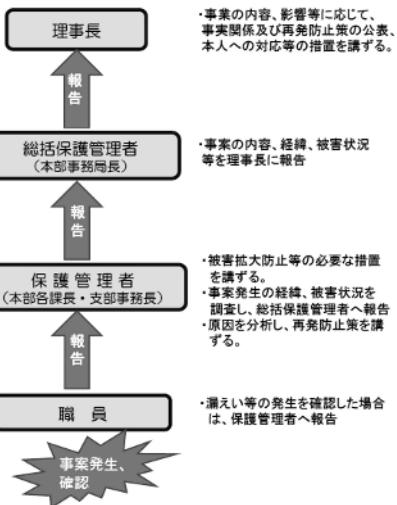
- これまで共有フォルダに掲載していた補償の請求書等の様式について、上書き保存できないよう、デスクネット上のダウロード方式に変更しました。

[デスクネット>ブックマーク\(共有\)>地方公務員災害補償基金様式集](#)

からダウンロードしてください。

(掲載期間は、現行システム稼働終了日である令和6年9月13日まで。次期システム移行後の掲載場所は別途お知らせします)

◆ 個人情報保護規程 (第14条 安全確保上の問題への対応)



令和6年度ブロック事務長会議 概要

(別添)

令和6年度ブロック会議本部伝達事項②

企画課

(1) 事項名

平均給与額の適正な算定について

(2) 概 要

- 補償される支給額は、療養補償と介護補償を除きすべて平均給与額を基礎として、一定の割合や日数等を乗じて決められるものであるため、平均給与額は誤りがないように計算されなければならない。
- 一方、支部監査において平均給与額の算定内容を確認すると、誤った取扱いをしている事例が見受けられており、追給や返納といった対応が求められる場合がある。
- そのような状況を踏まえ、令和6年6月20日に本部企画課からメールで「支部監査における指摘事例と改善のポイントについて」という事務連絡を発出し、平均給与額の算定において間違えやすい事例や改善のポイントを取りまとめたところであるので、各支部における算定作業の参考としていただきたい。
- また、次期システムの更改に併せて、平均給与額算定ツールを正式に運用を開始することにしている。
当該ツールは、必要な給与情報等を入力することによって自動で平均給与額を算定するものであり、計算誤りや端数処理誤りなどを未然に防ぐことができるため、各支部において積極的に活用をお願いしたい。

(別添)

令和6年度ブロック会議本部伝達事項③

企画課

(1) 事項名

業務端末を基金外に持ち出す際の留意点について

(2) 概 要

- 次期システム稼働後（R6.9.17～）においては、基金職員が使用する業務端末はテレワークや外部会議等の利用のために、基金外に持ち出すことが可能となる。
- 次期システム稼働後における業務端末の利用や管理に係るルールについては、新たに「業務端末の利用及び管理に関する要領」を新設することとしているので、その要領に従って適切な取扱いをお願いしたい。
- 特に、業務端末の運搬中に、「紛失」や「盗難」のリスクが発生するので、例えば、酒席の場には持ち込まないことや、運搬中は荷台には置かず、必ず手元においておくなどの心掛けが必要となるので、所属職員には、周知徹底をお願いしたい。
- 万一、紛失や盗難などの事案があった場合には、「情報セキュリティインシデント」に該当することになるため、次期システム更改に併せて新設する「情報セキュリティインシデント対処手順書」に従って速やかな対応をお願いしたい。

令和6年度ブロック会議本部伝達事項④

訟務課

(1) 事項名

第三者加害事案に係る事案管理表について

(2) 概 要

第三者加害事案については、第三者との交渉の経過記録を整理することにより、円滑な事務処理が図られるところ。

交渉経過記録をまだ作成していないという支部におかれでは、令和3年度の専門研修会補足資料として提示した福岡県支部提供の事案管理表のエクセルデータ（補償先行、賠償（示談）先行タブあり）をご活用いただき、より円滑な第三者加害事案の事務処理にお役立ていただきたい。

当該データは、基金LAN内部事務系の「基金共通→掲示板→訟務課→よくある質問等」フォルダに格納済みである。

ファイル名は、「資料・【福岡県支部】第三者加害事案進捗管理表（例）.xlsx」

使用の際は、掲示板の元ファイルを更新しないよう、ドキュメント等にコピー&ペーストしてからお使いいただくよう願います。

特集 ————— 令和6年度ブロック事務長会議 概要

未着手	0
未補償	0
未送付	0
未納	0
未請求	0
分割中	0
補償未請求	0
計	0

令和6年度ブロック事務長会議 概要

治療中
損害賠償受領報告書待ち
示談中
障害補償申請中
療養費本人請求可能
後遺障害請求可能
合計

災害補償 令和7年1月冬号 25

令和6年度ブロック会議本部伝達事項⑤

企画課

(1) 事項名

公務災害防止事業の積極的な実施について

(2) 概 要

○本部では、公務災害を未然に防止することが何より重要であると認識し、各支部における公務災害防止事業の積極的な実施について、必要な予算を配分してお願いをしているところであるが、どのように事業内容を検討すればいいか等、実施に当たって悩まれている支部もあると聞いている。

○会議に参加している支部において取り組まれている公務災害防止事業のうち、関係団体への案内方法、事業内容の検討方法、工夫された点や効果等について、他の支部の取り組みに参考となるような事案を御紹介いただき、各支部での効果的な公務災害防止事業実施に当たり、御参考としていただければと考えている。

○各支部における公務災害防止事業の取組みについては、平成29年9月から、共有フォルダを利用して支部間で情報共有できるようにしているため、効果的な取組みを検討する際に、是非御活用いただきたい。また、公務災害防止事業の実施後は、当該フォルダ内の入力ファイルに実施状況を分かりやすく具体的に入力していただくようお願いする。

〔【基金共有フォルダ】〕

I 基金共通:¥共有フォルダ¥★公務災害防止事業実施状況一覧

○なお、「令和6年度公務災害防止事業の推進に要する経費について(通知)」(令和6年5月21日付け地基企第26号)でもお知らせしているとおり、配分額では不足が見込まれる場合等、増額要望のある場合は、「各支部における公務災害防止事業実施要領」(平成20年3月25日付け理事長決定)及び「各支部における公務災害防止事業の留意事項について」(令和5年10月6日付け事務連絡)に基づく理事長協議を行っていただくようお願いする。

令和6年度ブロック会議本部伝達事項⑥

総務課

(1) 事項名

ブロック会議の活性化について

(2) 概要

ブロック会議は、業務上の問題点や困難事案の処理方法等について、意見・情報を交換し、迅速・公正な認定、補償業務の一助となることを目的として開催。

支部においては、近隣支部との情報交換の場であり、本部としては、支部事務長と様々な意見交換ができる貴重な場であると認識。

コロナ禍において、対面開催からオンライン開催、書面開催となつたが、昨年度より対面開催に戻すブロックもあるところ。

については、来年度以降のブロック会議が、支部同士の忌憚のない意見交換ができる場として、支部間の一層の連携強化につながるよう、支部のご意見、ご要望を伺いたい。

(支部意見)

○開催形式について

○会議内容について

«資料編②»

【中部ブロック】

議題：法律的・実務的な専門知識の断続的な習得と継承について

支部名	回答・意見
(提案支部) 岐阜県	<p>(内 容)</p> <p>本県支部では、事務組織（職員数）が大きく変わらない中で、公務災害・通勤災害の認定請求件数が、令和3年度が528件、令和4年度が539件、そして昨年度が589件と増加傾向にあります。</p> <p>本県支部の人員体制については、支部長（1人）、副支部長（2人）、事務長（1人）事務次長兼出納員（1人）、補償係長（1人）、係員（5人）であり、係員の人員体制は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・係員5人：【認定・補償・求償免責事務】 <p>県職員1人、任期付き県職員1人、県警からの警察官派遣1人、 基金専任職員（非常勤嘱託職員）1人</p> <p>【出納事務】</p> <p>基金専任職員（補助職員）1人</p> <p>特に【認定・補償・求償免責事務】に関しては、法律的な知識が要求されるほか、精神疾患による申請が増加しており、調査が長期化、困難化しています。また、第三者加害事故に関しては、専門知識を有しつつ実務に精通した保険会社担当者と交渉を行うこともあるため、事務処理に難しさを感じることがあります。</p> <p>このことから限られた人員の中で、法律的・実務的な専門知識の断続的な習得と継承が必要となってきますが、具体的にどのように運用されているかご教示ください。</p>
富山県	<p>(1) 令和3年度326件、令和4年度368件、令和5年度390件</p> <p>(2) 係員6人【認定・補償・求償免責事務】県職員6人 【出納事務】県職員1人</p> <p>(3) なし</p>
石川県	<p>(1)令和3年度 241件、令和4年度 405件、令和5年度 358件)</p> <p>(2)【認定・補償・求償免責事務】</p> <p>県職員3人、基金専任職員（非常勤嘱託職員）3人、県警からの併任職員1人</p> <p>【出納事務】</p> <p>県職員1人</p> <p>(3)支部の共有フォルダに格納されている資料の確認、前任者もしくは基金への相談により対応しています。</p>

令和6年度ブロック事務長会議 概要

福井県	<p>(1) 令和3年度226件、令和4年度188件、令和5年度229件</p> <p>(2) 実質4人：【認定・補償・求償免責事務】 ※②～④には副担当1名</p> <ul style="list-style-type: none"> ①知事部局の認定請求受付、認定伺起案、療養補償受付事務 県支部全事案の審査・認定、補償・求償免責事務 県職員（事務次長）1人（人事課、非専任） ②市町の認定請求受付、認定伺起案、療養補償受付事務 県職員（事務員）1人（市町村担当課、非専任） ③教育委員会の認定請求受付、認定伺起案、療養補償受付事務 県教委職員（事務員）1人（教職員担当課、非専任） ④県警察の認定請求受付、認定伺起案、療養補償受付事務 県警職員（事務員）1人（厚生担当課、非専任） <p>【出納事務】 ・県職員（事務員）1人（人事課、非専任）</p> <p>(3) 各窓口（知事部局：人事課、市町：市町担当課、教育委員会：教職員担当課、県警：県警本部）において、認定請求や療養補償請求を受付け、起案（帳票作成）後、全件を人事課で審査し、認定や補償支払いを実行。</p> <p>第三者加害における求償や理事長協議事案等は人事課が集約的に対応。</p> <p><知識の習得と承継></p> <p>人事課以外の各窓口の担当者が1年程度で業務替えとなるため、知識や経験が蓄積されていないことに課題を感じる。</p> <p>その際、複数年担当する人事課職員（事務次長）が、知識や経験に一日の長を備えることになり、支部内の事務処理に関する質疑を一手に対応することとなるが、異動により事務次長の交代があった場合には、支部全体の経験値がリセットされ、事務処理能力が低下する懸念がある。</p> <p>岐阜県支部と同様、精神疾患等の困難かつ長期化する事案が増加傾向にあり、年度を超えることも少くない。新規の認定事務も待ったなしであり、医療等の前提知識のない新任職員が基本的な業務知識を獲得しながら、より簡易な事案を優先させることで、困難事案の処理を滞らせてしまう素地を有している。</p> <p>過去には担当グループ内に事務次長と審査会書記を並存させ、事務次長の異動時には書記を次期事務次長とする人事異動としていた時期がある。（人事異動の確約は無いため当人の自覚の持ちようにもよるが）事務次長の仕事内容を身边に見ながら、日々の業務の中で公務災害の知識を涵養し、事務次長が異動するまでに一定の業務知識の素地が備わり得るといった効果があったと考える。</p>
長野県	<p>(1) 令和3年度702件、令和4年度682件、令和5年度722件</p> <p>(2) 【認定・補償・求償免責事務】 県職員3人、基金非常勤嘱託職員1人（県警OB）、基金非常勤職員1人 【出納事務】県職員1人（経理担当）</p> <p>(3) 担当部局を毎年ローテーションし、複数の職員による相互チェックを行う。第三者加害事案については県警OBを基金非常勤嘱託職員として雇用し対応。</p>

静岡県	<p>(1) 令和3年度813件、令和4年度1243件、令和5年度969件</p> <p>(2) 県職員3名(総括1名、認定・補償事務2名) 基金専任非常勤嘱託員2名(求償免責事務1名、出納事務1名)</p> <p>(3) 本部研修や災害補償誌に目を通すことで知識の習得に努めており、事務の参考となりそうな事例を資料として残しているが、貴支部同様苦慮している。</p>
愛知県	<p>(1) 令和3年度1,078件、令和4年度1,385件、令和5年度1,352件</p> <p>(2) 【認定・補償・求償免責事務】 県職員3人、県非常勤嘱託員1人、基金専任職員(非常勤嘱託員)1人 【出納事務】基金専任職員(非常勤嘱託員)1人</p> <p>(3) 愛知県支部でも同様の課題がある。今年度は異動者が多かったため、例年以上に知識の習得や事務処理に課題を抱えているが、経験者による勉強会を定期的に開催し、できるだけ知識の習得に努めているところである。ただし、事務処理件数も多く、困難案件も多いことから知識の習得に費やせる時間が限られているのが現状である。</p>
名古屋市	<p>(1) 令和3年度489件、令和4年度536件、令和5年度625件(追加認定、再発を除く)</p> <p>(2) 【認定・補償・求償免責事務】市職員6人 【出納事務】市職員6人(認定等事務と兼務)</p> <p>(3) 市職員6人で局区室等の所属担当を決め、認定業務、求償免責事務を行なっております。補償等は各所属担当が確認した後の入力、決裁、出納等の対応は、各種補償担当を決めて行なっております。その他の出納事務についても、担当を決めて事務を行なっております。 補償等担当は毎年度人を変え、やり方を知る職員が途切れないようにしております。 求償免責事務については、令和5年度後期に非常勤職員を雇いましたが、任期途中で退職され、その後募集はおこなっておりません。</p>
静岡市	<p>(1) 令和3年度133件、令和4年度132件、令和5年度148件</p> <p>(2) 【認定・補償・求償免責事務】市職員2人 【出納事務】市職員1人</p> <p>(3) 当支部には基金専任の職員はおらず、市職員のみで基金業務を行っている。そのため、人事異動を見越して、交渉経過等は細かくメモ等で残すようにしており、異動の際には後任の担当者へ事案・交渉経過・今後の処理等の説明を行うようにしている。 新職員は、本部が開催する新職員研修や専門研修及び実務から知識を習得している。</p>
浜松市	<p>(1) 令和3年度67件、令和4年度70件、令和5年度94件</p> <p>(2) 【認定・補償・求償免責事務】市職員3人、基金専任職員(非常勤職員)1人 【出納事務】市職員1人、基金専任職員(非常勤職員)1人</p> <p>(3) 出納事務の職員2人は、認定・補償・求償免責事務を兼務している。認定・補償・求償免責事務は、被災職員の所属部局で担当者を分けて、事案が完結するまでは原則、その担当者が事務を行っている。</p>

«資料編③»

【九州ブロック】

議題：傷病年金支給等の決定に係る実務上の手続きについて

支部名	回答・意見
(提案支部) 熊本県	<p>(内 容)</p> <p>本部からの傷病等級の決定通知後に行う①傷病補償年金（職権）、②傷病特別給付金（申請要）③傷病特別支給金（申請要）の決定に係る実務上の手続きをお尋ねしたい。</p> <p>①～③の決定通知は様式第30号により一括して行うこととなっているが、②③の申請書（様式第49号）には傷病等級の記載欄があり、申請書を記載する段階で本人が既に傷病等級を知っていることが前提となっている。</p> <p>また、①の金額の算定のためには、平均給与算定書の提出を所属に依頼する必要がある。このため、①～③の決定通知を行う前に、本人及び所属に傷病等級等を知らせる必要があるが、どのような方法で行っているか各県の状況をご教示ください。</p> <p>【提案支部の考え方】</p> <p>初めに傷病等級の決定通知を行ったうえで本人及び所属に必要書類の提出を依頼し、これらに基づき①～③の決定を行うのが矛盾のない流れであると考えるが、仮に先行して傷病等級の通知を行う場合には教示をどうするのか等の整理ができていない状況である。</p> <p>近年は傷病年金の対象事案はなかったが、本年度発生した事案では、平均給与算定書の提出については担当者間の簡易な文書で依頼し、②③の傷病等級欄は空欄のまま提出していただくよう依頼した。</p> <p>所属（特に任命権者が異なる場合）によっては、給与額の証明等を行うにあたり正式な依頼文を求められることも想定され、本来記載すべきところを空欄のまま提出を依頼することもあり望ましいものではないことから、今後の対応を思案している。</p>
福岡県	<p>該当事案が発生した場合、貴支部の考え方にあるとおり、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 傷病補償の等級決定に関する案内 2 等級に応じた福祉事業（傷病特別給付金、傷病特別支給金）の申請書様式及び平均給与額算定書及び給与額等の確認のための書類の提出依頼 3 2の書類について審査の上、補償及び福祉事業について決定 <p>という流れになると考えます。</p> <p>また、貴支部が「仮に先行して傷病等級の通知を行う場合」として、掲げておられる場合についても、貴支部と同様の対応になると思われますが、今回の議題における他支部の対応状況等も参考にしたいと考えております。</p>

佐賀県	<p>当支部においても、近年の傷病年金の対象事案はないが、療養の開始後1年6か月を経過した日において傷病等級に該当しない場合は、様式第1号に基づき任命権者及び被災職員に通知しているところであるが、同様に傷病等級に該当した場合については、まず傷病等級に該当し、傷病補償年金及び傷病特別支給金、傷病特別給付金を受給できることを伝え、傷病特別支給金、傷病特別給付金申請書（様式第49号）を同封する。</p> <p>「様式第30号の決定について」は、申請書提出後改めて通知する。といった流れになるのではないかと考える。</p>
長崎県	<p>長崎県支部では、近年傷病補償年金決定の事務は行っていないので実際の事務をどのように行っていたのか不明であるが下記手順で事務を行うべきと考える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 療養開始後1年6か月経過した長期療養者の傷病状況を確認する「療養の現状に関する報告書」を被災職員から提出してもらう。 2. 「療養の現状に関する報告書」を支部で確認し傷病補償年金の支給要件に該当するか検討を行い該当の有無にかかわらず被災職員および関係課へ傷病補償年金等の請求を行うべきか今後も療養補償で対応するか文書で通知する。 3. 傷病等級に該当した場合には、被災職員から様式第49号「傷病特別支給金申請書、傷病特別給付金申請書」の提出を受け傷病等級の決定を行う。
大分県	<p>本年は傷病年金の対象事案は発生していないが、昨年度認定した事案では、所属の担当者に対して、平均給与額計算書及び傷病特別支給金（給付金）申請書を提出するように口頭で依頼した。</p> <p>なお、傷病特別支給金（給付金）申請書は申請者欄、被災職員に関する事項欄、送金希望口座等欄を記載するように指導し、傷病等級や申請金額は当支部で記載した。</p>
宮崎県	<p>直近の事例が10年以上前であり、当時の具体的な手続きを確認することができませんでした。仮に傷病年金の支給事案が発生した場合には、平均給与算定書及び根拠資料、申請書の作成を依頼する文書を発出し、金額等が全て固まった段階で一括して決定通知を発出する流れになるものと想定されます。</p>
鹿児島県	<p>当支部においては令和3年度に本部照会を行った上で等級を決定した事案があるが、その際は、担当者間の簡易な文書により、支給金・給付金の申請書及び平均給与額算定書の提出を依頼した。その際、本部が決定した傷病等級も併せて伝えている。</p>
沖縄県	<p>(沖縄県支部は傷病年金決定実績がないため、障害補償関係書類について記載する)</p> <p>沖縄県支部では、①～③の決定通知を行う前に障害等級等を知らせていない。</p> <p>また、障害等級欄が空欄のまま提出された場合は、後日、審査の過程で決定されるであろう障害等級を事務連絡等簡易的な文書で連絡し追記させている。</p>

令和6年度ブロック事務長会議 概要

福岡市	当支部では、本部からの傷病等級の決定通知後（傷病等級に該当した事例はありませんが、該当の場合は②傷病特別給付金、③傷病特別支給金の申請前）に、支部独自で通知文を作成し、本人及び所属に傷病等級等を通知しています。
北九州市	当支部では近年、傷病年金の該当事案はありませんが、障害補償一時金請求書等の提出のときは、障害等級欄を空欄でいただいているので、提案支部と同様の対応になるかと思います。 今後の為に他支部の例を参考にさせていただきたいです。
熊本市	<p>昨年度発生した事案では、様式第49号の2~5（傷病等級、申請金額の計算等）の項目については空欄のまま提出してもらった。平均給与額については、当支部で給与額を確認し計算の上、記載している。</p> <p>本人へ障害等級の決定について、現状では支給額の決定通知にて通知しており、事前の通知は行っていない。</p> <p>（備考）</p> <p>貴支部同様に、傷病補償年金等と同様に、障害補償年金についても障害等級の決定について、支給額決定の前に通知が必要ではないかと考えている。</p> <p>不服がある場合には審査請求が出来るため、その際に、どのような形で通知をするべきか悩んでいる。</p>

«資料編④»

【大都市ブロック】

議題：転倒事案における公務上外の判断について

支部名	回答・意見
(提案支部) 京都市	<p>(内 容)</p> <p>当支部では、転倒事案の公務（通勤）起因性については、公務（通勤）に内在する危険（公務（通勤）に通常伴う危険）が現実化したものと経験則上認められることが必要と考えており、転倒の原因となる突発的な事項や環境要因が認められない場合は、公務外（通勤非該当）と判断しています。</p> <p>転倒事案の公務（通勤）起因性については、これまでの大都市会議等でも度々議題になっていますが、議題の回答によると支部によって判断が異なっており、転倒の原因となるような突発的な事項や環境要因が認められなくても「転倒」自体に災害性を認める支部もあれば、支部独自で基準を設け判断している支部もあります。</p> <p>改めて、本部見解及び各支部の見解を御教示ください。</p> <p>(1) 転倒事案における公務（通勤）起因性の考え方 (2) 下記事案についての公務上外の見解及び理由 (3) 転倒事案について支部独自で基準を設けている場合は、その基準</p> <p>【事案】</p> <p>外勤での歩行中、わずかなアスファルトの継ぎ目に躊躇転倒したもの。 アスファルトの継ぎ目は、どこにでも見られる幅も高さも1cmにも満たないもので、現地調査で当該継ぎ目に足が引っかかるか何度も確認したが引っかかるることはなかった。また、災害発生時の状況について、被災職員は「普通歩いていた」とし、荷物が足にからまった等の転倒の原因となる事実は確認できなかった。</p>
札幌市	<p>(1) 当支部においても、転倒の原因となる突発的な事項や環境要因が認められない場合は、公務外（通勤非該当）と判断しております。</p> <p>(2) 突発的な事項がなく、環境要因も認められないため、公務外と判断いたします。</p> <p>(3) 支部独自の基準は設けておらず、個々の事案により判断しております。</p>
仙台市	<p>(1) 貴支部に同じく、公務（通勤）に内在する危険が現実化したものと経験則上認められる必要があると考えます。</p> <p>(2) 上記事案の状況では危険性が認められないため、公務外と考えます。</p> <p>(3) 支部独自基準は設けておりません。</p>

令和6年度ブロック事務長会議 概要

さいたま市	<p>(1) 単に足がもつれて転倒しただけでなく、石や濡れた路面等、転倒の起因物がある場合は公務（通勤）起因性があると判断しています。</p> <p>(2) 公務外と考えます。足が引っかかる段差があったり、濡れている等の特徴がないアスファルトは、通常は転倒の起因物とは考えられないからです。</p> <p>(3) 支部独自の基準はありません。</p>
千葉市	<p>(1) 貴支部同様に、公務（通勤）に内在する危険（公務（通勤）に通常伴う危険）が現実化したものと経験則上認められることが必要と考えております。</p> <p>(2) 被災職員へ文書による追加調査（傾斜・道幅・障害物の有無等道路状況、転倒の前後の動作等）を行ったうえ、公務上外の判断をいたします。</p> <p>(3) 独自の基準は設けておりません。</p>
東京都	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公務災害の場合 公務との単なる因果関係一般を意味するものではなく、一定の明確な事由（災害の原因となる事実）によって媒介された因果関係であるということ。（実務提要上巻P.2参照） ・通勤災害の場合 「通勤」に通常伴うと認められる危険が現実化したもの認められる災害（負傷、疾病、障害または死亡）であること。通勤と事故、事故と災害との間の因果関係の相当性を判断することが必要である。（実務提要下巻P.3参照） <p>(2) 実務提要下巻P.7 事例24の考え方によると、段差等のない舗装された歩道であり、滑りやすい状況でもなかったと考えられ、環境に内在する危険が現実化したものであるとは認められないとしている。このことから、本事案は公務外である可能性が高いと考えられる。</p>
横浜市	<p>(1) 平面上での災害における一般的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「公務と災害」及び「公務と負傷」との間にそれぞれ因果関係があるかどうか。 ②災害を発生したことに関する素因等を持っているかどうか。 ③天変地異や偶発的事故があったかどうか。 <p>上記3つの項目を検討した上で、公務上外の判断を行う。ただし、公務遂行中に生じた負傷であれば、様々な内在する危険が存在するため、公務起因性に対する反証事由（故意や素因等）がない限りは、公務上の災害として取り扱うものと考える。</p> <p>※公務起因性が認められるには、「公務に従事していなかつたならば、事故等は発生しなかつたであろうし、その事故等が発生しなかつたならば、当該災害は発生しなかつたであろう」という条件関係が必要である。</p> <p>※一般的に転倒の危険性の少ない場所・状況での転倒の場合、素因や既往を調査している。</p> <p>(2) 一般的に転倒の危険性の少ない場所・状況での転倒の場合、素因や既往を調査する必要があると考えます。調査を行った上で、転倒の理由について公務起因性の判断、公務上外の判断を行うものと考えます。</p>

横浜市
(続き)

(3) 【横浜市支部における平面における災害の具体的判断基準】
上記(1)の一般的な考え方を踏まえた上で、
①災害を引き起こした「起因物」が、災害を引き起こす程度のものであるか。
②災害を引き起こした際の「動作」が、無理（不自然）な動作であるか。
③災害を引き起こした際の「業務」が、特殊（特別）な業務であるか。
④災害を引き起こした際の「服装（足元も含む）」が、不安全な状態であるかどうか。
※災害性のある起因物：凹凸のある床、急な坂道、砂（石）、水、電源コード等
災害性のある動作：全力でダッシュ、全体重をかけた方向転換等
災害性のある業務：特殊な環境下における業務（タンク内等の閉鎖空間業務）等
災害性のある服装：着ぐるみ（視界が不十分な恰好）、ヒールの高い靴、素足等

原則として、上記①～④のいずれかに該当すれば公務上とする。①～④に該当しない場合でも、上記4条件を総合的に検討し、反証事由がない場合は公務上の災害として認定。ただし、通勤災害は任命権者の支配管理下にないため、反証事由がないだけでは、通勤該当認定をすることができないため注意する。

◎ 具体的な事例

ア 宿直中に宿直室で素足で歩いた際に転倒しベットに激突

⇒③④より公務上の災害

考え方：宿直室という特別な環境にあり、通常の業務中に素足である状態はないため。

イ 庁舎内の廊下で書類を持って歩いている際に転倒

⇒上記に該当せず公務外の災害

考え方：平面での通常起こりうる動作中であり、内在する危険が見当たらないため。

ウ 通勤中、歩道を歩いている時に、躓いてしまい転倒

⇒上記に該当せず総合的に検討

考え方：路面状況や被災職員の動作等について照会し、①～④及びその他要因等を確認し、災害性が見当たらない状況（反証事由あり）であれば通勤非該当（公務外）の災害とする。

エ 出勤時、ヒールの高い靴を履き横断歩道を歩行中で転倒

⇒④より通勤該当（公務上）の災害

考え方：ヒールの高い靴を履くことが私的行為とは言えないため。①・②の要素も検討。

川崎市

(1) 公務（通勤）起因性については、公務（通勤）に内在している危険が現実化したものであることが経験則上認められ、公務（通勤）が災害における相対的に有力な原因であることが必要と考えています。また、「当該公務（通勤）を行っていなければ、その事故等は発生しなかったであろうし、その事故等が発生しなかったならば、災害（疾病等）は生じなかつたであろう」といった単なる条件関係が認められるだけでは足りず、「当該公務（通勤）を行っていたならば、そのような事故等が発生するであろうし、そのような事故が発生すればこのような災害（疾病）が生じるであろう」と認められることが必要です。

(2) 一般的に何もない場所で転倒した場合の負傷は、「公務に従事していなかったとしても、他に何らかの機会があれば、又は他に何らかの機会がなくても、なお発生したであろう」と認められ、公務との因果関係があるとは言えないことから公務外となります。

しかし、本事案においてはアスファルトの継ぎ目に躓き転倒しているため、わずかな高低差であったとしても、道路には凹凸が生じていたということになります。よって、転倒の原因となる危険性があったと考え、公務に伴う危険が現実化したものであると認められることから、公務上の災害に該当するものと考えます。

(3) 支部独自の基準は設けていません。

令和6年度ブロック事務長会議 概要

相模原市	<p>(1) 貴支部同様に公務（通勤）に内在する危険（公務（通勤）に通常伴う危険）が現実化したものと経験則上認められが必要と考えており、転倒の原因となる突発的な事項や環境要因が認められない場合は、公務外（通勤非該当）と判断しています。</p> <p>(2) 1 cm程度の段差は日常の生活において見受けられる程度の段差であり、この程度の段差につまずくことは本人の歩き方の問題であるため、公務起因性が認められず公務外と判断する。</p> <p>(3) 独自で判断は設けていない。</p>
新潟市	<p>(1) 公務中の転倒事案について、基本的に公務上の災害として認定しています。</p> <p>(2) 公務上の災害と考えます。</p> <p>(3) 当支部独自の基準はございません。</p>
静岡市	<p>(1) 凹凸があった、滑りやすくなっていた等のアクシデント性が認められるか否か、及び転倒の原因となるような本人の素因の有無等から総合的に判断している。</p> <p>(2) 蹤く前後の動作や躊躇瞬間の体勢等を詳しく調査した上で、継ぎ目に足が引っかかる可能性が示唆される場合、アクシデント性有りと判断し、公務上認定とする。</p> <p>本人の回答と現地の状況を照合した際に、継ぎ目に足が引っかかる可能性が完全に否定できる場合は、負傷の原因が不明瞭であるため、公務外認定とする。</p> <p>(3) 独自の基準は設けていない。</p>
浜松市	<p>(1) 現場の状況、本人の状況を各ケース毎調査し、公務と災害、公務と負傷との間にそれぞれ因果関係があり、公務に通常伴う危険が現実化したものと認められ、故意・素因等の反証事由がない場合は、公務上の災害として扱います。</p> <p>(2) 当日の天気や服装を確認し、本人の既往歴等素因の有無を確認して、それらを確認した上で公務上外の判断を行いますが、「公務上の災害の認定基準について」（平成15年9月24日地基補第153号理事長通知）によると、「原則として、公務上のものとする。ただし、～と明らかに認められるものについては、この限りでない。」となっていることから、公務起因性を否定する反証事由がない限りは、公務上と判断します。</p> <p>(3) 特にありません。各ケースそれぞれ調査をして公務起因性の確認をしています。</p>
名古屋市	<p>(1) 公務に従事していた場所や通勤経路の環境に転倒の原因となる危険が内在していると認められるかどうかにより、公務（通勤）起因性を判断することになると思われます。</p> <p>(2) 設問の事案については、提示されている条件からだけでは公務上外を判断することは困難です。実際にこのような事案が発生すれば、現場の写真の提出を求めるなどして危険の内在について検討をすることになると思われますが、歩いていて高さ1cmの段差に引っかかるかどうかは、その時の歩き方（足の動き）、履物等の条件によって変化しうるので、現地調査の結果が絶対であるとは言えず、災害発生場所に危険の内在をうかがわせる事が認められれば、公務上の判断をすることになると思われます。また、「普通に」という言葉は使い手の主觀によるもので、客観的な意味が確定できない曖昧な言葉であることから、具体的な状況を確認する必要があると考えます。</p> <p>(3) 支部独自の基準は設けていません。</p>

大阪市	<p>(1) 公務に内在する危険性の有無により判断している。</p> <p>(例)歩行中の場合は、被災場所に階段、段差等があれば、概ね内在する危険が現実化したものと考えている。(ただし、負傷の程度によって、素因・基礎疾患との関連について審査する。)</p> <p>(2) 上記事案については、段差に躓いたという点では、内在する危険が現実化したものと考えられるが、現地調査により躓くことが考えにくい程度の段差であったのであれば、その程度の段差であっても足が上がらなかつたことについて、別の素因・基礎疾患がないか、医学的な審査をする可能性がある。</p> <p>(3) 支部独自の基準は設けておりません。</p>
堺市	<p>(1) 当支部においては、転倒自体に災害性を認めず、原因となる突発的な事項や環境要因の有無を確認したうえで判断が必要と考えます。</p> <p>(2) 1 cmにも満たない継ぎ目というのは明らかな環境要因とはいせず、本人の歩き方等の問題も出てくると考えるため、ほかの転倒要因(急ぎ足で歩いていた、当日の天候が悪く足を滑らせた等)がなければ災害性があるとはいせず、公務外となると考えます。</p> <p>(3) 当支部独自の基準は設けておりません。</p>
神戸市	<p>(1) 公務(通勤)に伴う危険性が現実化したものとして生じるべくして生じたものと認められるかどうかを検討して判断しています。</p> <p>(2) 高さ1cmに満たない段差であれば、公務(通勤)に伴う危険性が現実化したものではないと認められるため、本事案については公務外とする可能性が高いと考えます。</p> <p>(3) 特に基準は設けていません。</p>
岡山市	<p>(1) 公務起因性の前提として、公務に内在する危険が現実化したものと認められること(例えば、階段の段差、路面が濡れていた等の転倒しやすい環境要因など)が必要であると考えていますが、危険の判断にあたっては苦慮する例があります。</p> <p>(2) アスファルトに継ぎ目があって段差と確認できるものであれば、内在する危険と判断できると考えますが、「当該継ぎ目に足が引っかかるか何度も確認したが引っかかることはなかった」のであれば、段差ともいえないでの、概に判断できません。</p> <p>(3) 支部独自の基準はありません。現地を確認し、事故時の交通状況(周囲に人が多かったか否か)、路面・足元の状況(濡れていた、段差があった等)、被災職員の状況(持っていた荷物の重さ等)を確認しながら、必要があれば本部の意見も徴取して判断することになると考えます。</p>
広島市	<p>(1) 公務(通勤)の方法又は環境に内在する危険が現実化したと認められる必要があると考えます。</p> <p>(2) 【事案】の内容だけでは(環境に)内在する危険の現実化したと認められないものと考えますが、被災職員が履いていた靴の形状や荷物(重量物の有無)、内心状態(時間に間に合わせるために急いでいた、何かに気を取られて注意散漫になっていた等)など歩行の方法に内在する危険がなかったかについても調査した上で判断する必要があると考えます。</p> <p>(3) 支部独自の基準は設けていませんが、公務外(通勤災害非該当)とする場合には、「内在する危険の現実化が認められないこと」を具体的に説明できるよう、災害発生時の状況や素因の有無を詳細に確認し、慎重に判断しています。</p>

令和6年度ブロック事務長会議 概要

北九州市	<p>(1) 当支部でも、転倒事案の公務（通勤）起因性については、公務（通勤）に内在する危険（公務（通勤）に通常伴う危険）が現実化したものと経験則上認められることが必要と考えており、転倒の原因となる突発的な事項や環境要因が認められない場合は、公務外（通勤非該当）と判断しています。</p> <p>(2) 現地調査をしたうえで、段差の高さや形状に公務（通勤）に内在する危険（公務（通勤）に通常伴う危険）があると経験則上認められず、他にアクシデント的な要素がない場合は、(1)の考え方方に照らして公務外になると考えます。</p> <p>(3) 支部独自の基準は設けておりません。</p>
福岡市	<p>(1) 公務（通勤）起因性が認められるには、当該災害の発生が公務（通勤）に内在する危険が現実化したものである必要があると考えます。</p> <p>(2) 「アスファルトの継ぎ目は、どこにでも見られる幅も高さも1cmにも満たないもので、現地調査で当該継ぎ目に足が引っかかるか何度も確認したが引っかかるることはなかった」ことから、転倒するような危険があるとは認められず、被災職員の申し出においても、「普通に歩いていた」とし、荷物が足にからまった等の転倒の原因となる事実は確認できなかったことから、転倒の原因となるような通常と異なる状況が認められないため、転倒の危険性がない場所において、日常生活動作中に発生した災害と認められ、公務に内在する危険が現実化して発生したものとは認められず、公務と災害との間に相当因果関係は認められないため、公務外の災害と考えます。</p> <p>(3) 設けている基準はありません。</p>
熊本市	<p>(1) 熊本市支部でも貴支部同様、転倒事案の公務（通勤）起因性については、公務（通勤）に内在する危険（公務（通勤）に通常伴う危険）が現実化したものと経験則上認められることが必要と考えており、転倒の原因となる突発的な事項や環境要因が認められない場合は、公務外（通勤非該当）と判断している。</p> <p>(2) 災害現場は、1cm未満の継ぎ目であり、現地調査での検証結果から危険が内在するとまでは認められないと考える。被災職員の「普通に歩いていた」という、通常の業務又は日常生活において行われる動作と変わるものではないことから、公務外と考える。</p> <p>(3) 支部独自の基準なし</p>

ピロリ菌と除菌治療

自治医科大学附属さいたま医療センター 消化器内科

松本 吏弘

昨年の7月3日より新札が発行され、流通が始まりました。今回新千円札の肖像画に採用された北里柴三郎と2つ前の千円札の肖像画を務めた夏目漱石は、あることでつながっています。それは、「ピロリ菌」です。ピロリ菌は、後にノーベル賞を受賞したオーストラリアの2人の医師ウォーレンとマーシャルによって1982年に初めて報告されました。しかし、実はさかのぼること1919年に北里柴三郎が設立した北里研究所の小林六造が胃の粘膜に細菌が存在することを論文で発表していたのです。当時は強酸性の胃に細菌が存在するとは考えられていなかったため、注目されませんでした。一方、夏目漱石は1916年に胃潰瘍で失血死しており、ピロリ菌に感染していたと考えられています。

ピロリ菌とは

ピロリ菌は胃の粘膜に生息する細菌です。多くは幼少期に感染したものが持続感染すると考えられており、成人になって初めてピロリ菌に感染することは少なく、感染したとしても持続感染することは少ないとされています。感染経路は完全には解明されていませんが、上下水道設備が整っていないなど不衛生な環境であることや、親から子供への口移しなどが感染するルートとして考えられています。

ピロリ菌の感染率

衛生環境の整備に加えて除菌治療の普及により、若い世代になるにつれピロリ菌に感染している人の割合は減ってきていますが、日本では中高年において感染率がやや高い状態が続いています。

ピロリ菌が関連する疾患

慢性胃炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、胃がんが主な病気ですが、リンパ腫や特発性血小板減少性紫斑病(血小板が低下する病気)、鉄欠乏性貧血などもピロリ菌の関与が指摘されています。

ピロリ菌の検査を受けるには

ピロリ菌の検査だけを希望された場合には保険は適用されず自費になりますのでご注

意ください。というのも、厚生労働省は胃カメラでピロリ菌感染が疑われる胃炎の診断がなされた場合にピロリ菌の検査を認めています。ちなみにその他のピロリ菌検査の対象としては、胃カメラもしくはバリウム検査で胃潰瘍または十二指腸潰瘍を認めた患者、胃 MALT リンパ腫の患者、特発性血小板減少性紫斑病の患者、早期胃癌に対する内視鏡治療後の患者です。

ピロリ菌の検査方法

ピロリ菌の検査方法としては様々なものがあります。胃カメラで行う検査として3種類あります(迅速ウレアーゼ試験、鏡検法、培養法)。胃カメラを用いない検査としては、尿素呼気試験が最も知られているかと思いますが、他にも血液、尿、便による検査があります。PPI と呼ばれる胃薬やピロリ菌に対する静菌作用を有する薬剤を服用した状態で検査を受けると偽陰性(本当は感染しているのに検査が陰性になる)となるおそれがあります。検査前には少なくとも2週間はこれらの薬を中止することが望ましいとされていますので担当医にご相談ください。

ピロリ菌の除菌治療

胃酸を抑える薬と抗菌薬の組み合わせで3種類の薬を7日間毎日服用します。一度目の治療で除菌が成功する割合は90%台です。残念ながら除菌できなかった方は二次除菌治療として抗菌薬の1つを別の薬に変えて保険診療で行うことが可能です。二度目の治療による除菌成功率は80~98%になります。二度目の治療によっても除菌できなかつた場合には三次除菌治療がありますが、保険診療として行うことができませんので、希望される場合は自費診療となります。この場合には行うことができる施設が限られますので事前の確認が必要です。三次除菌治療も抗菌薬の種類を変え、投与期間は1~2週間となります。除菌成功率は90%程度です。

ピロリ菌除菌による胃がんの予防効果

ピロリ菌を除菌することで胃がんの発症を抑えることができます。しかしながら、除菌後には胃がんにならない訳ではありません。胃粘膜の萎縮(ピロリ菌感染で起こる胃粘膜の変化)の程度によっては除菌後も胃がんの発症に注意が必要となります。胃粘膜の萎縮がある場合には定期的な胃カメラ検査をお勧めします。除菌後はピロリ菌に再度感染することはほとんどないと言われております。

胃カメラの普及やピロリ菌感染率の低下により、胃がんによる死亡者数は微減傾向にあります。若年者でのピロリ感染率が急激に低下していることから胃がん患者は著減することが予想されています。今後も胃がん撲滅に向けて、積極的な除菌治療と除菌後の胃カメラ検査を是非ともよろしくお願ひします。

支部だより



大阪市
支部

大阪市支部実務紹介

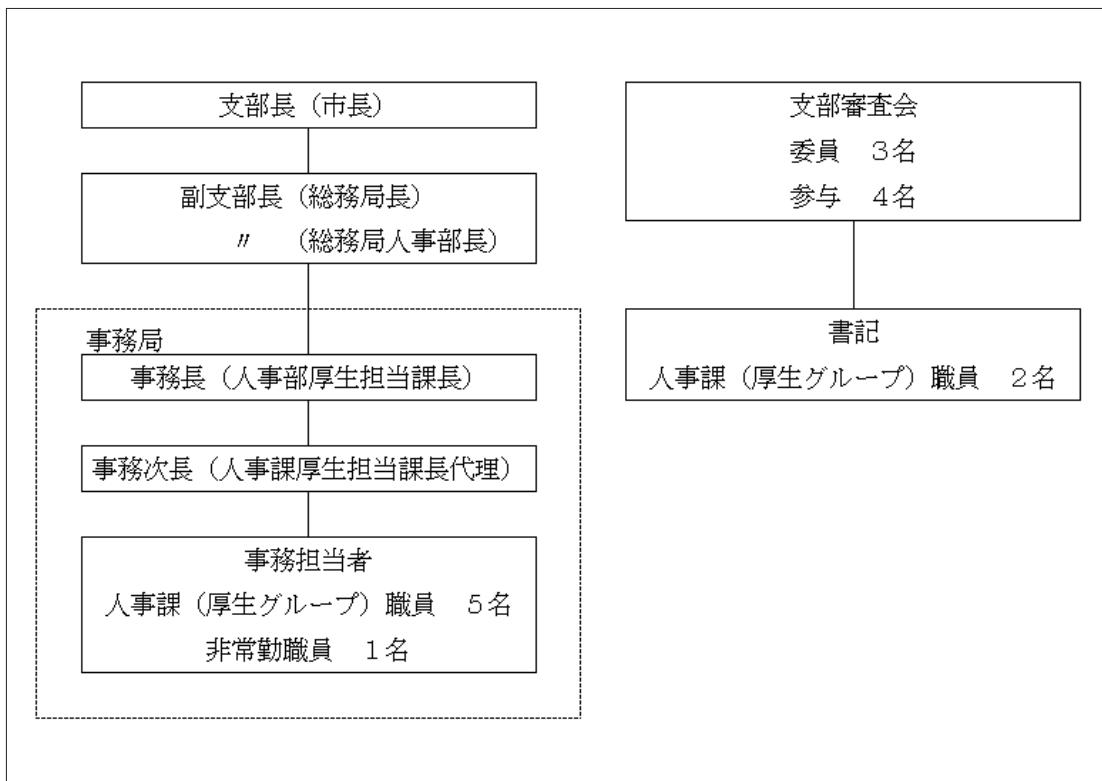
支部の業務

1 組織体制

大阪市支部は、支部長(市長)、副支部長(総務局長、総務局人事部長)のもと、総務局人事部人事課(厚生グループ)内に事務局を設置し、事務長(人事部厚生担当課長)、事務次長(人事課厚生担当課長代理)及び6名の職員が公務災害・通勤災害の認定、補償等の事務を行っています。

支部審査会は、委員3名、参与4名で構成され、人事課(厚生グループ)職員2名が書記に任命されています。

大阪市支部組織図(令和6年11月1日現在)



支部だより

大阪市支部

2 認定状況及び認定事務

大阪市支部の対象団体は8団体(大阪市、一部事務組合等)、対象職員は約41,000人となっています。

令和5年度においては、公務災害367件、通勤災害95件、合計462件の認定を行いました。(表1参照)

また、職種別の認定状況(千人当たりの発生件数)をみると、清掃事業職員が16.3件と最も高く、次いで義務教育学校職員が13.6件となり、大阪市支部全体としては、11.1件となっています。(表2参照)

認定にあたっては、任命権者の協力を得ながら詳細な被災状況を確認し、判断が困難な事案等に関しては、主治医または支部専門医から医学的意見を聴取する他、適宜本部への照会、協議を行うなどして迅速かつ適正な事務を進めているところです。

表1 認定件数の推移

	公務災害	通勤災害	合計
令和3年度	316件(7件)	76件(4件)	392件(11件)
令和4年度	389件(10件)	83件(1件)	472件(11件)
令和5年度	367件(18件)	95件(4件)	462件(22件)

()内は、公務外・通勤災害非該当件数を内数で記載。

表2 令和5年度における職種別認定状況

職種	対象職員(人) (A)	認定件数(件) (B)	千人当たりの 発生件数(件) (B / A × 1000)
義務教育学校職員	13,492	183	13.6
義務教育学校職員以外の教育職員	2,318	22	9.5
消防職員	3,759	38	10.1
電気・ガス・水道事業職員	1,695	5	2.9
清掃事業職員	2,513	41	16.3
船員	145	0	0
その他の職員	17,719	173	9.8
合計	41,641	462	11.1

※対象職員数は、令和5年度確定負担金に基づく人数を記載。

表3 令和5年度における公務災害認定事由別発生状況

認定事由	認定件数(件)	構成比(%)
通常の職務遂行中	265	75.9
臨時に割り当てられた職務遂行中	1	0.3
合理的行為	1	0.3
準備行為又は後始末行為	8	2.3
出張中又は赴任の期間中	25	7.2
出退勤途上	5	1.4
レクレーション参加中	1	0.3
設備の不完全又は管理上の不注意	2	0.6
職務遂行に伴う怨恨	2	0.6
疾病	36	10.3
その他	3	0.9
合計	349	100.0

表4 令和5年度における通勤災害発生状況

区分	認定件数(件)	構成比(%)
出退勤途上別内訳	出勤途上 退勤途上 合計	64 27 91 70.3 29.7 100.0
事故発生時の 通勤方法別内訳	徒歩	19 20.9
	自転車利用	35 38.5
	自動車利用	1 1.1
	公共交通機関	31 34.1
	その他	5 5.5
	合計	91 100.0

3 補償等の状況

令和5年度の実施状況は、補償費が3億416万円、福祉事業費が7,569万円で総額3億7,985万円となっています。(表5参照)

療養補償は、年間約2,200件の請求が医療機関等からあり、そのうち支部指定医療機関からの請求については、レセプトの審査を大阪府医師会に委託しています。請求内容に疑義がある場合は、支部職員が請求者や医療機関あて照会を行っています。

支部だより

大阪市支部

表5 捕償・福祉事業の推移

単位：円

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養補償	124,166,176	116,735,124	102,629,691
休業補償	28,655,832	37,193,563	35,364,619
傷病補償年金	1,153,400	0	0
障害補償年金	49,025,382	54,806,072	49,237,186
障害補償一時金	10,928,526	18,138,302	21,065,804
介護補償	2,118,670	2,170,770	2,324,460
遺族補償年金	103,083,091	96,934,842	93,536,762
葬祭補償	1,213,680	0	0
福祉事業(休業援護金除く)	97,451,794	63,023,832	63,468,686
休業援護金	9,592,990	10,675,390	12,217,827
合計	427,389,541	399,677,895	379,845,035

4 第三者加害事案の状況

令和5年度における第三者加害事案の認定件数は40件で、全体の8.7%を占めています。また、同年度における賠償金の収納状況は51,199,060円となりました。(表6参照)

当支部では、第三者加害事案にかかる求償・免責事務を円滑に行うため非常勤職員を配置し、相手方保険会社等との交渉、支払督促事務、未完結事案の進捗管理などの事務を行っています。近年、自転車通勤中の交通事故が増加傾向にあり、常に多くの案件を抱えている状況です。引き続き適切に事案ごとの状況把握及び事務処理に努めます。

表6 第三者加害事案の認定件数及び賠償金収納状況

	公務災害	通勤災害	計	賠償金収納状況
令和3年度	19件	18件	37件	1,712,851円
令和4年度	16件	20件	36件	8,585,164円
令和5年度	18件	22件	40件	51,199,060円
合計	53件	60件	113件	61,497,075円

5 公務災害防止事業・研修等

(1) 公務災害防止事業

大阪市との共催による研修を、年に1～2回実施しています。令和6年度は、ストレスチェックの組織結果をふまえ、職場環境の把握・改善の方法を習得する目的

で、各所属の安全衛生管理者又はその補佐をする職員向けに、「ストレスチェック実施後講習会」を実施しました。

また、安全衛生管理体制の確立と活動の活性化を図る目的で、安全衛生委員会委員等を対象に、「安全衛生委員会委員等講習会」を実施しました。

(2) 公務災害防止のための啓発

災害防止に係る啓発の研修等の教材となる DVD の貸出を行っています。令和 6 年度は、化学物質の管理に関する DVD を新たに購入しました。

また、各所属の公務災害事務担当者の公務災害防止のための知識と理解を深めるとともに、公務災害防止に対する意識を高めることを目的として、小冊子等の配付、災害事例集の作成、周知を行っています。令和 6 年度は、熱中症予防を紹介した小冊子を購入し、各所属に配付しました。

(3) 公務災害事務研修会

毎年、災害発生件数が多い所属の公務災害事務担当者を対象に、災害補償制度の概要及び認定請求手続等について説明を行っています。

6 支部審査会の状況

当支部審査会は、弁護士、医師及び実務経験者の 3 名で構成されています。

審査請求は、令和 5 年度中に 7 件受理し、年度末時点で審理中の事案は 4 件ありました。令和 6 年度は、新たに 2 件受理し、10月末現在で 3 件裁決を行い、3 件について審理を継続しています。

7 終わりに

当支部においては、年間約 400 件超の事案を認定しており、近年は、精神疾患事案や公務起因性の判断に慎重を要する事案が増加しています。

認定・補償事務においては、医学的知識が必要になることが多いため、困難事案については特に慎重かつ丁寧な審査を行い、支部専門医に医学的意見を聴取するなどして、適切な事務処理に努めています。

また、日々の業務において、災害の未然防止が非常に大切であると実感しています。啓発用 DVD や冊子、支部独自で作成した災害事例集などを全所属に周知、配付するなどして、災害防止の取組のための情報提供、意識啓発に努めています。

今後とも、公務災害の未然防止の意識啓発に取り組むとともに、引き続き迅速かつ適正な事務処理に努めてまいります。

筆者の欄

大阪市では、毎年秋の週末に、魅力ある建築を一斉に無料で公開する「生きた建築ミュージアムフェスティバル大阪(イケフェス大阪)」が開催されます。

歴史的な建築から現代建築まで、100を超える「生きた建築」が公開され、普段は入ることのできない建築の特別公開など多彩なプログラムがあります。

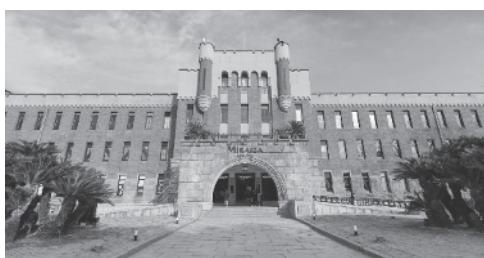
今回は、次の3つの建築をご紹介します。

『グランフロント大阪』

「うめきた」エリアの先行開発区域で開業し、まちびらきから10年を越え今も進化を続けています。水のせせらぎと緑豊かなまちで、カフェやショッピングなどが楽しめます。



『ミライザ大阪城』

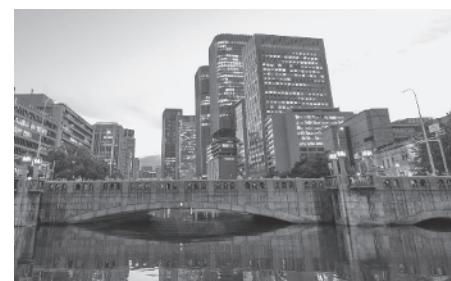


ヨーロッパ中世の古城のような外観の歴史的建造物は、旧陸軍の庁舎です。戦後の警察施設、大阪市立博物館を経て、平成29年に複合施設として再生しました。

大阪城の天守閣を間近に望めます。

『中之島橋梁群』

「土木学会選奨土木遺産」に選定されている中之島の橋梁群(桜宮橋、天満橋、天神橋、大江橋、淀屋橋)。特に、大江橋、淀屋橋は重要文化財にも指定されており、重厚なアーチ橋が水都大阪を代表する景観を演出しています。



番外編 『大阪市公文書館』

イケフェス大阪の関連イベントとして、大阪市公文書館でも特別展示が行われました。大阪市の歴史をたどることのできる貴重な資料が所蔵されており、大変興味深いです。常設展示もお勧めです。

大阪にお越しいただいた際には、ぜひ、素敵な街並みをお楽しみください。

大阪市支部における 公務災害防止事業

【所属向け講習会の実施】

令和6年度は、大阪市総務局との共催で、「ストレスチェック実施後講習会」及び「安全衛生委員会委員等講習会」を開催しました。

「ストレスチェック実施後講習会」では、本市におけるストレスチェックの組織結果をふまえ、職場環境の把握・改善の方法を習得する目的で開催し、当日は、精神保健学助教を講師として招き、職場環境改善の意義や具体的な進め方について学びました。

また、「安全衛生委員会委員等講習会」では、職場におけるアルコール健康問題が大きな課題となっている現状をふまえ、職員一人ひとりのアルコールに関連する問題への関心と理解をより深め、不適切な飲酒を減らす目的で開催し、当日は、アルコール依存症を専門とする医師を講師として招き、アルコール健康問題の知識や問題意識を高め、予防や早期発見を行うことの重要性を学びました。



支部だより

大阪市支部



【災害事例集の作成及び周知】

各職場における職場環境改善及び職員の公務災害防止に対する意識啓発のため、令和6年度は、職種別の災害発生事例を紹介する「災害事例集3」を作成し、全所属に周知しました。

災害事例集3
地方公務員災害補償基金 大阪市支部
2024.5版

災害事例紹介(職種別)

- 1 学校
- 2 清掃業務
- 3 工事、作業
- 4 訓練中
- 5 医療、福祉施設

災害補償

地方公務員災害補償基金